

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会北海道地方部会規則

第1章 総 則

第1条 本会は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会（以下日耳鼻学会という）北海道地方部会と称する。

第2条 本会の事務所を地方部会長（以下部会長という）の所属する病医院内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、耳鼻咽喉科学の研究および同学に関する調査を行い、もって学術文化の発展に寄与すると共に、会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- I 耳鼻咽喉科学に関する研究調査
- II 耳鼻咽喉科学に関する研究会、講演会および講習会等の開催
- III 社会医療に関する耳鼻咽喉科学的調査研究
- IV 耳鼻咽喉科学に関する地域社会活動
- V その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員の種別は次のとおりとする。

- I 正会員；北海道に就業又は居住している日耳鼻学会正会員
- II 準会員；正会員以外で、この会の目的に賛同し、本会に入会を希望する日耳鼻学会準会員

第6条 入会を希望するものは、会費および負担金を添えて入会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 1 会員は別表1に定める年会費および負担金を納めるものとする。ただし会員であって特殊事情のあるものについては、部会長が理事会の議を経て会費および負担金を減免することができる。

2 既に納入した会費および負担金は返戻しない。

第8条 会員が住所、氏名、勤務先等を変更した時は、速やかに本会に届け出なければならない。

第9条 会員は本会の行う研究会、講演会および講習会等に参加することができる。

第10条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- I 退会
- II 死亡、失踪宣言
- III 本会の解散
- IV 会費および負担金の滞納2年以上におよぶ場合
- V 本会の名誉を著しく傷つけたまたは本会の目的に反する行為があり、総会の議を経て部会長により除名された場合

第11条 会員で退会しようとするものは理由を付して退会届を部会長に提出しなければならない。

第4章 役員および顧問

第12条 1 本会に次の役員を置く。

- I 部会長 1名
- II 副部会長 3名
- III 理事 20名（理事のうち若干名を常任理事とする）
- IV 監事 2名
- V 幹事 若干名

2 部会長、副部会長は理事とする。

- 第13条** 1 部会長は本会を代表し会務を管掌する。
2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、予め部会長が定めた順序により職務を代行する。
3 理事は会務を掌理する。常任理事は部会長の委嘱を受け業務を処理する。
4 監事は本会の業務および経理を監査する。
5 幹事は理事を補佐し、事務的業務に従事する。
- 第14条** 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。欠員により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。なお、任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。
- 第15条** 役員の選出は次のとおり行う。
I 部会長、副部会長、理事、監事は総会において正会員中から選出する。
II 常任理事を除く理事に限り、別表2に定める区域（ブロック）毎に、その区域の会員が当該区域内正会員中から推薦した候補者について各区域毎に1名（中央ブロック及び道東ブロックにあつては2名）を選出する。
III 幹事は理事会において選出し、部会長がこれを委嘱する。
- 第16条** 日耳鼻学会代議員は同学会定款および施行細則にしたがい、総会において本会正会員中より選出する。
- 第17条** 本会に顧問をおくことができる。顧問は部会長が正会員中より推薦し、総会の承認を経て委嘱する。

第5章 理事会

- 第18条** 1 理事会は部会長、副部会長、理事を持って構成する。
2 常任理事会は、部会長、副部会長、常任理事をもって構成する。
- 第19条** 1 理事会、常任理事会は部会長が招集してその議長となる。
2 理事会の過半数または監事全員から理事会招集の請求があつたときは部会長は速やかにこれを招集しなければならない。
3 理事会は、過半数の理事をもって成立し、議決は出席理事の過半数をもって行う。
4 常任理事会は理事会の要請に応じ、必要事項を審議する。
- 第20条** 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。
I 総会の招集日時および提出議案に関する事項
II 会務運営に関する規則の改廃に関する事項
III 委員会答申事項の処理に関する事項
IV その他必要と認めた事項
- 第21条** 監事、幹事及び各委員長は理事会、常任理事会に出席して意見をのべることができる。

第6章 総会

- 第22条** 1 総会は定時総会と臨時総会とする。
2 定時総会は毎年1回部会長が招集する。
3 臨時総会は部会長または監事が必要と認めるときに招集し、その案件に限り審議する。
- 第23条** 部会長は正会員総数の5分の1以上から会議に付すべき事項を示し、総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 第24条** 1 総会の議長1名、副議長2名を総会出席正会員の選挙により定め、その任期は2ヶ年とする。なおその任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。
2 欠員により補充された議長、副議長の任期は前任者の残任期間とする。
- 第25条** 次の事項は、総会に提出して議決または承認を受けなければならない。
I 規則および附則の変更
II 本会の解散に関する事項
III 事業計画および収支予算
IV 事業報告および収支決算

V 会費の賦課および負担金の決定ならびに徴収方法

VI その他理事会において必要と認めた事項

第26条 1 総会は、正会員過半数の出席がなければ開くことができない。

2 総会の出席は委任状をもってこれに代えることができる。

第27条 1 総会の議事は正会員出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 会員の有する表決権は委任および書面によることを認めない。

3 本会の規則の変更は、正会員出席者の3分の2以上の同意を要する。

第28条 部会長は、総会で議決または承認した事項を速やかに会員に通知しなければならない。

第29条 総会の議事録は総会の議長および出席者代表2名以上の署名押印の上これを保存する。

第7章 委員会

第30条 部会長は特に必要と認めるときは、委員会を設けることができる。その運営に関しては別に定めるところによる。

第8章 会計

第31条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第32条 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第33条 会計内容は監査を受け毎年1回会員に報告しなければならない。

附 則

第34条 本会の運営に関し、必要な規定は理事会の議を経て部会長がこれを定める。

第35条 1 この規則は昭和50年4月1日より施行する。

2 昭和46年4月1日制定の日耳鼻学会北海道支部（北海道地方会）会則は廃止する。

3 昭和62年3月29日一部改訂施行

4 平成26年3月16日一部改正

別表1 1 会費 8,000円

2 負担金 5,000円

保険医である開業医会員は社会保険対策費として上記の負担金を納付するものとする。

別表2

第15条Ⅱの区域

区域名	所 属 名
中 央	札幌市、江別、石狩、千歳、恵庭市、北広島
道 南	函館市、渡島、桧山、北部桧山
後 志	小樽市、寿都、羊蹄、岩内古宇郡、余市
日 胆	室蘭市、胆振西部、苫小牧市、日高
空 知	岩見沢市、空知南部、夕張市、三笠市、美唄市、空知、滝川市、芦別市、赤平市
道 北	旭川市、深川、富良野、上川郡中央、上川北部、留萌、宗谷
北 見	北見、紋別、遠軽、美幌、網走
道 東	帯広市、十勝、釧路市、根室市外三郡
医 育	北海道大学、札幌医科大学、旭川医科大学

一般社団法人北海道医師会定款第34条2項の区分に準拠

5 この改訂は平成29年3月1日から施行する。

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会北海道地方部会各委員会運営規程

- (1) 委員会は一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会北海道地方部会規則第 30 条に基づいて定める。
- (2) 委員長、委員は正会員中より地方部会長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は地方部会役員と同じとする。
- (4) 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 委員会は必要ある場合、委員長が招集し、議長は委員長とする。
- (6) 委員会は委員過半数の出席により成立し、その過半数の決議により決し可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- (7) 委員会は部会長の承認を得て小委員会を設けることが出来る。この運営に関しては本規程に準ずる。

附 則

運営規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。